

## 政令第十一号

### 統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第五十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第二欄中「報告義務者」の下に「（基幹統計調査の報告をする義務を負う個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）」を加え、同項（その他の事務に係る部分に限る。）第三欄中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項（調査票の配布、収集、審査等に関する事務に係る部分に限る。）第三欄第七号中「前号」を「第四号」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第六号を同欄第七号とし、同欄第五号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

五 報告を求める事項を事業所の名称及び所在地並びに当該事業所において事業が営まれているか否かの別に限定した調査の実施並びに当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務

別表第一の一の項第四欄第八号中「この項第三欄第五号」を「この項第三欄第六号」に改め、同表の五の項第三欄第二号中「支出」の下に「その他都道府県知事が調査すべき世帯の所得及び消費に関する事項として総務省令で定めるもの」を加え、同欄第五号中「世帯員の収入及び支出の」を「第二号に規定する」に改め、同項第四欄第一号中「世帯員の収入及び支出の」を「この項第三欄第二号に規定する」に改め、同表の十一の項及び十二の項を削り、同表備考第一号中「同項第三欄第八号」を「同項第三欄第九号」に、「同欄第十二号及び第十三号」を「同欄第十三号及び第十四号」に改め、「総務大臣」の下に「と、同項第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」」を加え、同表備考第八号を同表備考第九号とし、同表備考第七号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第六号中「世帯員の収入及び支出の」を「同欄第二号に規定する」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同表備考第二号中「一の項」を「前二号に規定する場合以外の場合における一の項」に改め、「前号に規定する場合を除き」を削り、同号を同表備考第三号とし、同表備考第一号の次に次の一号を加える。

二 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所の名称、所在地

、工業出荷額その他の工業の実態を明らかにするための事項に限定したものを行う場合における同項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号から第七号までに掲げる事務は行わないものとする。

別表第二の四の項を削り、同表の五の項を同表の四の項とし、同表の六の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考を削る。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行する。

## 理由

工業統計及び商業統計を経済構造統計に統合すること並びに経済構造統計、全国家計構造統計及び個人企業経済統計の調査方法等を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。